

令和 3 年11月19日

令和 3 年 第18回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第84号 在外選挙人名簿から抹消する者について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和 3 年 12 月 1 日（水）午前 10 時 00 分～
- ・令和 4 年 1 月 20 日（木）午前 10 時 00 分～
- ・令和 4 年 2 月 18 日（金）午前 10 時 00 分～

議案第84号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年11月19日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 抹消する者の数
1人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和3年11月19日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 国内市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。 外

南区在外選挙人名簿登録者数調

令和3年11月19日現在

投票区	在 外 選 挙 人 登 録 者 数											
	新規登録者数			移転登録者数			抹消者数			登 録 者 数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 大楠西												
2 大楠東												
3 西高宮												
4 長丘												
5 長住												
6 西長住												
7 西花畑												
8 皿山												
9 花畑第一												
10 花畑第二												
11 柏原												
12 東花畑												
13 野多目南												
14 三宅第一												
15 三宅第二												
16 筑紫丘第一												
17 筑紫丘第二												
18 東若久												
19 若久												
20 玉川第一												
21 玉川第二	0	0	0	0	0	0	1	0	1	46	78	124
22 玉川第三	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)											
23 塩原												
24 宮竹第一												
25 宮竹第二												
26 高木												
27 井尻第一												
28 井尻第二												
29 日佐												
30 大池												
31 寺塚												
32 東高宮												
33 横手												
34 野多目北												
35 鶴田												
36 老司	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6	11
37 弥永	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)											
38 弥永西												
計	0	0	0	0	0	0	1	0	1	51	84	135